

# 別紙

先進医療の名称	リアルタイムPCRを用いた迅速診断(単純疱疹ウイルス感染症又は水痘帯状疱疹ウイルス感染症に係るものであって、免疫不全のため他の方法による鑑別診断が困難なものに係るものに限る。)
適応症	水疱やびらん、潰瘍性病変を伴う単純疱疹ウイルス、水痘帯状疱疹ウイルス感染症(免疫不全状態等により他の診断方法による鑑別診断が困難な者に限る。)。
内容	<p>(先進性)</p> <p>従来、帯状疱疹及び単純疱疹の診断は Tzanck test にてウイルス性巨細胞を証明できるかどうかで診断を行っていたが、水疱が無い場合には施行困難であり、ウイルスのタイプの診断はできなかった。血中抗体価測定法はペア血清で判定をするため、急性期(発病初期)と回復期(発病2~3週間後)の血清を測定するため確定診断まで時間を要していた。また、ウイルス抗原に対するモノクローナル抗体法は報告によると感度が 32%と低い。</p> <p>リアルタイム PCR 法を用いた本検査は、水疱のみならずびらん、潰瘍及び痴皮を含む病変において診断可能である。また、非特異的な臨床症状を呈する場合にも診断治療に結びつくため有用である。検体採取から診断に至るまでの所要時間はおよそ 2 時間半と非常に短い。</p>
(概要)	単純疱疹ウイルス、水痘帯状疱疹ウイルスが免疫抑制状態の患者に感染した場合、重篤な症状をきたすことがある。また、治療の遅れによって帯状疱疹後神経痛などの後遺症を残すため、早期に確定診断を行って治療を開始することが重要である。
	本技術はリアルタイム PCR 法を用い、痴皮、潰瘍ぬぐい液からウイルス DNA を短時間で定性的・定量的に評価し、単純疱疹ウイルス及び水痘帯状疱疹ウイルス感染症を迅速に診断するものである。
(効果)	本技術を用いることにより、迅速に単純疱疹ウイルス感染症、水痘帯状疱疹ウイルス感染症の診断ができるため、重症化する前に早期治療を行うことができる。
(先進医療に係る費用)	約 2 万 2 千円
実施科	皮膚科

## 先進医療評価用紙(第1号)

## 先進技術としての適格性

先進医療の名称	リアルタイムPCRを用いた迅速診断(単純疱疹ウイルス感染症又は水痘帯状疱疹ウイルス感染症に係るものであって、免疫不全のため他の方法による鑑別診断が困難なものに係るものに限る。)
適応症	A. 妥当である。 B. 妥当でない。(理由及び修正案: )
有効性	A. 従来の技術を用いるよりも大幅に有効。 B. 従来の技術を用いるよりもやや有効。 C. 従来の技術を用いるのと同程度、又は劣る。
安全性	A. 問題なし。(ほとんど副作用、合併症なし) B. あまり問題なし。(軽い副作用、合併症あり) C. 問題あり(重い副作用、合併症が発生することあり)
技術的成熟能度	A. 当該分野を専門とし経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。 B. 当該分野を専門とし数多く経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。 C. 当該分野を専門とし、かなりの経験を積んだ医師を中心とした診療体制をとつていないと行えない。
社会的妥当性 (社会的倫理的問題等)	A. 倫理的問題等はない。 B. 倫理的問題等がある。
現時点での普及性	A. 罹患率、有病率から勘案して、かなり普及している。 B. 罹患率、有病率から勘案して、ある程度普及している。 C. 罹患率、有病率から勘案して、普及していない。
効率性	既に保険導入されている医療技術に比較して、 A. 大幅に効率的。 B. やや効率的。 C. 効率性は同程度又は劣る。
将来の保険収載の必要性	A. 将来的に保険収載を行うことが妥当。 B. 将来的に保険収載を行うべきでない。
総評	総合判定: <input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 コメント: 従来より単純疱疹ウイルス、水痘帯状疱疹ウイルス感染は水疱内容・組織のウイルス抗原検出により診断されてきたが、リアルタイムPCR法を用いることで迅速・高感度で特異性の高いウイルスゲノム検出を行うことが可能になるので、特に免疫抑制患者における迅速診断・治療という臨床的有用性が大いに期待できる。本法の検体管理については日本臨床検査標準協議会から発行された「遺伝子関連検査検体品質管理マニュアル」に詳細が記載されているところであり、技術的にも問題はないものと判断する。

備考 この用紙は、日本工業規格 A列4番とすること。医療機関名は記入しないこと。

## 先進医療評価用紙(第2号)

## 当該技術の医療機関の要件(案)

先進医療名及び適応症：リアルタイムPCRを用いた迅速診断（単純疱疹ウイルス感染症又は水痘帯状疱疹ウイルス感染症に係るものであって、免疫不全のため他の方法による鑑別診断が困難なものに係るものに限る。）

## I. 実施責任医師の要件

診療科	<input type="checkbox"/> ( 皮膚科 ) · 不要
資格	<input type="checkbox"/> ( 皮膚科専門医 ) · 不要
当該診療科の経験年数	<input type="checkbox"/> ( 5 ) 年以上 · 不要
当該技術の経験年数	<input type="checkbox"/> ( 1 ) 年以上 · 不要
当該技術の経験症例数 注1)	実施者〔術者〕として ( 1 ) 例以上 · 不要 〔それに加え、助手又は術者として ( ) 例以上 · 不要〕
その他(上記以外の要件)	

## II. 医療機関の要件

診療科	<input type="checkbox"/> ( 皮膚科 ) · 不要
実施診療科の医師数 注2)	<input type="checkbox"/> · 不要 具体的な内容：皮膚科専門医 1名以上
他診療科の医師数 注2)	<input type="checkbox"/> · 不要 具体的な内容：
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	<input type="checkbox"/> ( 臨床検査技師 ) · 不要
病床数	<input type="checkbox"/> ( 床以上 ) · 不要
看護配置	<input type="checkbox"/> ( 対1看護以上 ) · 不要
当直体制	<input type="checkbox"/> ( ) · 不要
緊急手術の実施体制	<input type="checkbox"/> · 不要
院内検査(24時間実施体制)	<input type="checkbox"/> · 不要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	<input type="checkbox"/> · 不要 連携の具体的な内容：
医療機器の保守管理体制	<input type="checkbox"/> · 不要
倫理委員会による審査体制	<input type="checkbox"/> · 不要 審査開催の条件：
医療安全管理委員会の設置	<input type="checkbox"/> · 不要
医療機関としての当該技術の実施症例数	<input type="checkbox"/> ( 1 症例以上 ) · 不要
その他(上記以外の要件、例；遺伝カウンセリングの実施体制が必要 等)	

## III. その他の要件

頻回の実績報告	<input type="checkbox"/> ( 月間又は 症例までは、毎月報告 ) · 不要
その他(上記以外の要件)	

注1) 当該技術の経験症例数について、実施者〔術者〕としての経験症例を求める場合には、「実施者〔術者〕として ( ) 例以上 · 不要」の欄を記載すること。

注2) 医師の資格(学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。